

岡山市消防局消防指令システム
構築及び運用保守業務委託
技術提案書作成要領

この要領は、「岡山市消防局消防指令システム構築及び運用保守業務委託入札説明書」(以下「入札説明書」という。)に定めるもののほか、技術提案書の作成について必要な事項を定めるものとする。

1 技術提案書

- (1) 本業務に必要な技術提案書等は以下のとおりとする。参加者は本業務に係る必要な資料として、以下に示す資料を以下の留意事項に従って提出すること。

図表 1 提出が必要な技術提案書等書類

No.	提出書類	部数	提出様式	備考
1	技術提案書	正本 1 部+副本 10 部	任意様式	紙媒体
2	技術提案書(概要版)	正本 1 部+副本 10 部	任意様式	紙媒体
3	附属資料(提出任意)	正本 1 部	任意様式	紙媒体
4	機能実現証明書(機能要件)	正本 1 部+副本 10 部	様式 8	紙媒体
5	機能実現証明書(機器要件)	正本 1 部+副本 10 部	様式 9	紙媒体
6	紙媒体で提出する文書全てを保存した電子媒体(CD-ROM 又は DVD-ROM)	1 部	—	電子媒体

2 一般的な留意事項

- (1) この入札に参加しようとする者(以下「入札者」という。)から提出された技術提案書に基づき評価を行い、記載内容に応じて採点する。このため、参加者の提案内容がわかるように考え方、根拠等を具体的に、かつ、岡山市消防局(以下「当局」という。)の要求を実現できる提案を、余すことなく確実に、参加者が実現できる範囲で記載すること。
- (2) 提案の内容については、「岡山市消防局消防指令システム構築及び運用保守業務委託調達仕様書」(以下「仕様書」という。)に記載されている業務内容について具体性のある記載とし、参加者が提案する全体の枠組み、基本的な考え方、アピールポイント等を冒頭に記載すること。
- (3) 提案内容は、複数案を提示しないこと。
- (4) 技術提案書に明記されていない事項であっても、社会通念に照らして、当局が求める必須要件及び提案内容の実現のために当然必要な事項については、参加者の負担で行うものとする。
- (5) 専門用語や略語を使用する場合には、初出の箇所に一般用語を用いて定義を記述すること。また、必要に応じて注釈を付記すること。

3 技術提案書作成上の留意事項

技術提案書の記述に当たっては、以下の共通事項及び個別事項に留意すること。

(1) 書式等

- ア 技術提案書はすべて日本語で表記すること。なお、専門用語等に英字を用いることは構わない。
- イ 紙媒体文書は、A4判（横書き）左綴じで作成すること。また、必要な場合は、A3判折り込みも可とする。用紙の向き（縦長、横長）は不問とする。
- ウ 本文で使用する文字の大きさは、図面や表を除き原則 10.5 ポイント以上とし、綴代を考慮して用紙左右に余白を設けること。
- エ 色の指定はないが、白黒複写を行った場合においても内容が理解できるようにすること。

(2) 編冊

- ア 表紙、目次、本文の構成とすること。
- イ ページは表紙及び目次を除き、技術提案書全体を通した連番とすること。
- ウ 技術提案書は、表紙に表題として「岡山市消防局消防指令システム構築及び運用保守業務委託技術提案書」と記述し、正本（1部）については、入札者名（以下「会社名」という。）、技術提案書に関する担当部門名、責任者名を記述し、袋とじのうえ、本市の業者登録に使用した印鑑を押印すること。
- エ 副本には表紙も含めて、会社名等入札者を識別できる表現（ロゴ等を含む）又は類推できる表現を記載しないこと。また、本文中において、説明上やむを得ず会社名等を記載した部分がある場合は、黒塗りで会社名等を伏せること。
- オ 目次、本文の記入様式は指定しないが、各ページ内容と評価項目の対応関係を記載すること。
- カ 紙媒体 11 部（正本 1 部・副本 10 部）、電子媒体（CD-ROM 又は DVD-ROM）1 部を提出するものとする。なお、提出期限、提出先、提出方法については、入札説明書のとおりとすること。
- キ 技術提案書の形式は「Office OpenXML 形式」（Word、Excel、PowerPoint2007 以上等）を使用することとし、当局が使用している MS-Office2016 で閲覧・印刷等が可能なものとする。

(3) 技術提案書（概要版）について

- ア ヒアリング向けに、技術提案書等とは別にヒアリング用資料である技術提案書（概要版）を用意すること。
- イ 技術提案書（概要版）は、技術提案書の補助資料の位置づけであり、評価対象としない。
- ウ 目次、本文の記入様式は指定しないが、技術提案書の記述内容と異なる趣旨の説明及び記載していない内容についての記載は不可とする。

(4) その他

- ア 「11 技術提案書記載依頼事項」に従い、すべての項目について記載すること。

- イ 技術提案書のページ数はA4版180ページ以内に収め、簡潔かつ要点を押さえた内容とし、極力シンプルな構成とすること。なお、A4判で両面印刷した1枚を2ページと計上し、A3判で片面印刷した1枚を2ページと計上する。表紙、目次を記載したページについては、この枚数に含めないものとする。
- ウ 各評価項目の配点については、「技術提案記載項目一覧（資料2）」を確認すること。
- エ 技術提案書（正本、副本）は、両面印字（スケジュール表、図面等、A3判用紙で作成したものは片面印字とする。）し、正本は袋とじ、副本はファイル等で綴じること。

4 附属資料提出上の留意事項

- (1) 附属資料は、技術提案書に記載した内容について、より理解を深めるための補助資料ではあるものの、あくまで技術提案書を評価する際の参考資料である。附属資料は評価の対象とはならないため、提案すべき内容はすべて技術提案書に記載すること。
- (2) 附属資料を添付する場合、技術提案書に記載した内容に関係する資料にあつては、技術提案書の該当ページを表記するなど、関係がわかりやすくなるよう記載等を工夫すること。
- (3) 附属資料のページ数は指定しない。
- (4) 正本1部を提出すること。
- (5) 表紙に社名を記載し、本市の業者登録に使用した印鑑を押印すること。
- (6) 附属資料の本文には、会社名等入札者を識別できる表現（ロゴ等を含む）又は類推できる表現を記載しないこと。また、本文中において、説明上やむを得ず会社名等を記載した部分がある場合は、黒塗りで会社名等を伏せること。

5 機能実現証明書（機能要件）（様式8）作成上の留意事項

- (1) 本様式にて、「落札者決定基準（資料3）」（以下「落札者決定基準」という。）で定める技術評価点のうち、「機能要件項目」区分を評価する。仕様書で実現を求める各機能仕様に対する対応可否を記載すること。
- (2) 「対応可否」欄において、対応可能な機能仕様は「○」（対応可）と回答すること。対応が困難な機能仕様は「×」（対応不可）と回答すること。代替案にて実現可能な機能仕様は「△」（代替案で実現可）と回答すること。
- (3) 「(2)」で「△」（代替案で実現可）と回答した機能仕様について、社会情勢等による各装置の在庫の確保状況やその他代替案でなければ実現できない理由と、代替案を示すこと。また、代替案について、当局が機能を満たすか判定するため、回答欄にて詳細を記載できない場合は、本様式内「代替案 追加記載」シートに代替案詳細を記載すること。

加えて、代替案の説明において資料の添付が必要な場合については、本様式の補

足資料としてまとめて提出すること。なお、補足資料は、本様式の一部として扱うこととし、技術提案書のページ数には含まない。

- (4) 各機器に記載の各機能については、必ずしもその機器での実現は求めない。ある機器に記載の機能が、当該機器では実現できないが別の機器では実現できる場合は、その方法で可とする。その場合は、「○」(対応可)と回答し、その機能を実現できる機器を示すこと。

6 機能実現証明書(機器要件)(様式9)作成上の留意事項

- (1) 本様式にて、落札者決定基準で定める技術評価点のうち、「機能要件項目」区分を評価する。仕様書で実現を求める各機器仕様に対する対応可否を記載すること。
- (2) 「対応可否」欄において、対応可能な機器仕様は「○」(対応可)と回答すること。対応が困難な機器仕様は「×」(対応不可)と回答すること。代替案にて実現可能な機能仕様は「△」(代替案で実現可)と回答すること。
- (3) 「(2)」で「△」(代替案で実現可)と回答した機器仕様について、社会情勢等による各装置の在庫の確保状況やその他代替案でなければ実現できない理由と、代替案を示すこと。また、代替案について、当局が機能を満たすか判定するため、回答欄にて詳細を記載できない場合は、本様式内「代替案 追加記載」シートに代替案詳細を記載すること。

加えて、代替案の説明において資料の添付が必要な場合については、本様式の補足資料としてまとめて提出すること。なお、補足資料は、本様式の一部として扱うこととし、技術提案書のページ数には含まない。

- (4) 記載の各機器については、仮想化、機器の統合、その他理由等により、当該機器で求める機能が他装置にて実現できる場合は、必ずしもその機器を用意することは求めない。その場合は、「○」(対応可)と回答し、その機能を実現できる機器を示すこと。

7 技術提案書等に関する質問について

技術提案書等に関する質問については、本調達に係る公告(「4 入札手続等」)のとおりとする。

8 入札の無効に関する事項

入札の無効に関する事項については、本調達に係る入札説明書(「5 入札の無効に関する事項(3) 技術提案書関係」)のとおりとする。

9 提案内容の担保

- (1) 契約の締結に当たり、落札者が技術提案書等において提案した内容については、当局の判断で、仕様書の一部とすることができる。

- (2) 前項の規定により仕様書の一部となった提案内容と実際の内容に差異があるときには、落札者負担による追加開発、契約金額の減額、損害賠償の請求又は契約解除等の措置を行うことができるものとする。

10 その他留意事項

(1) 当局からの提供資料の取り扱い

技術提案書の作成に当たり入手した当局独自の情報及び個人情報については、情報漏えい、不正使用等の事故が発生しないように厳重に管理すること。

(2) 技術提案書について

ア 技術提案書の作成に要するすべての費用は入札者の負担とする。

イ 提出された技術提案書を受理した後は、入札者による加除、修正又は撤回することは認めない。ただし、加除、修正を当局が求めた場合は、速やかに対応すること。

ウ 技術提案書について、岡山市情報公開条例(平成12年市条例第33号)の規定に基づき開示請求があった場合は、開示することにより当該技術提案書の入札者又は個人の権利、競争上の地位、その他正当な利益等を害するおそれがあるものを除き、開示する場合がある。

エ 提出された技術提案書は確認対象者選定にのみ使用し、落札者決定後は当局において適正に処分するものとする。

11 技術提案書記載依頼事項

本業務の目的、調達仕様書の内容を十分に踏まえ、技術提案記載項目一覧に記載の項目について、入札者の持つ知識や経験等を最大限活かした提案を行うこと。